

木津川市指定袋取扱店募集案内

市では、家庭系可燃ごみの有料指定袋制を導入しています。そこで、本市が指定する家庭系可燃ごみ用の袋（以下「指定袋」という。）を販売していただく指定袋取扱店を募集しています。

1 指定袋取扱店について

(1) 主な業務

- ① 家庭系可燃ごみ指定袋の販売
- ② ごみ処理手数料（以下「販売代金」という。）の市指定金融機関への納付
- ③ 必要書類及び報告書類の作成

(2) 指定袋取扱店の表示

指定袋取扱店であることを示すシールを店舗の見やすい場所に掲示していただきます。

(3) 委託契約の締結

本市と指定袋の販売にかかる委託契約を締結し、指定袋を販売していただきます。

（公金徴収事務委託者として、指定袋取扱店の名称、所在地等を告示します。）

2 指定袋取扱店の募集対象

(1) 小売店

生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることが業とするものです。

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他小売店

(2) 地域団体等

自治会等の地域団体が地域住民や団体の構成員に販売する場合です。

例：自治会、女性の会、老人会、マンション管理組合等

ただし、当該地域団体等の規約が整備されている場合に限りです。（申請時に規約を提出のこと。）

3 指定袋の種類及び価格（令和元年10月1日以降）

袋の種類	市民への販売価格 （手数料の額）	取扱店への 納品単位と納品価格	販売委託料 （1箱当たり）
45Lサイズ	1セット 450円	1箱（50セット） 22,500円	販売価格の5.1% （1,147.5円）
30Lサイズ	1セット 300円	1箱（50セット） 15,000円	販売価格の5.1% （765円）
15Lサイズ	1セット 150円	1箱（50セット） 7,500円	販売価格の5.1% （382.5円）
7Lサイズ	1セット 70円	1箱（50セット） 3,500円	販売価格の5.1% （178.5円）

指定袋の販売価格、納入価格（仕入れ価格）及び販売委託料には、消費税及び地方消費税が含まれています。

4 指定袋取扱店の資格要件

次の①から⑥の全ての条件を満たすこと。

- ① ・木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村、井手町、奈良市（以下「区域」という。）内において、市民に直接物品を販売する店舗又はこれに類似する施設を有すること。
 - ・区域外において市民に直接物品を販売する店舗又はこれに類似する施設を有し、市民の利便性向上のため市長が特に認めたもの。
 - ・地域団体等は、必ずしも店舗形態は要しません。
- ② 公金及び指定袋を適正に管理ができること。
- ③ 木津川市税を滞納していないこと。
- ④ 4種類全ての指定袋を取り扱うことができること。
- ⑤ 本市が実施する有料指定袋制度の趣旨を理解し、協力するものであること。
- ⑥ 暴力団の関係者でないこと。

5 申請方法

取扱店の申込みをされる場合は、以下の書類を添えて、木津川市まち美化推進課まで提出してください。

（1）必要書類

- ① 指定袋取扱店申請書（別記様式第1号）
- ② 木津川市税完納証明書
 - ※ 申請日の3ヶ月以内に発行されたもの
 - ※ 地域団体等が申請される場合は、不要です。
- ③ 誓約書
- ④ 店舗所在地の地図
 - ※ 住宅地図の写しなど、店舗の位置が分かるもの。手書きも可。
 - ※ 指定袋の納品場所と店舗所在地が異なる場合は、両方の位置図を添付してください。
 - ※ 地域団体等の場合は、指定袋を保管する場所の地図
- ⑤ チェーン店で本部契約の申込みをされる場合は、支店の所在地・連絡先等一覧表

（2）申請期限

随時募集しています。

（3）提出方法・提出先

直接持参又は郵送で提出してください。

（4）審査結果の通知

申請書類により市で審査を行った結果、指定袋取扱店契約を締結することができると判断した場合は、契約書等を発送いたします。また、審査の結果、契約することができないと判断した場合は、その旨を書面にて通知します。

6 販売代金の納入方法

指定袋の手数料販売代金の納入方法には、買取方式（先払い）と在庫報告方式（後払い）があります。いずれの方法も、口座振込みはできません。

なお、販売委託料に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

【買取方式】

納品した指定袋の全ての商品代金を支払っていただく方法です。（納品分全てにかかる販売委託料もその際に差し引きます。）

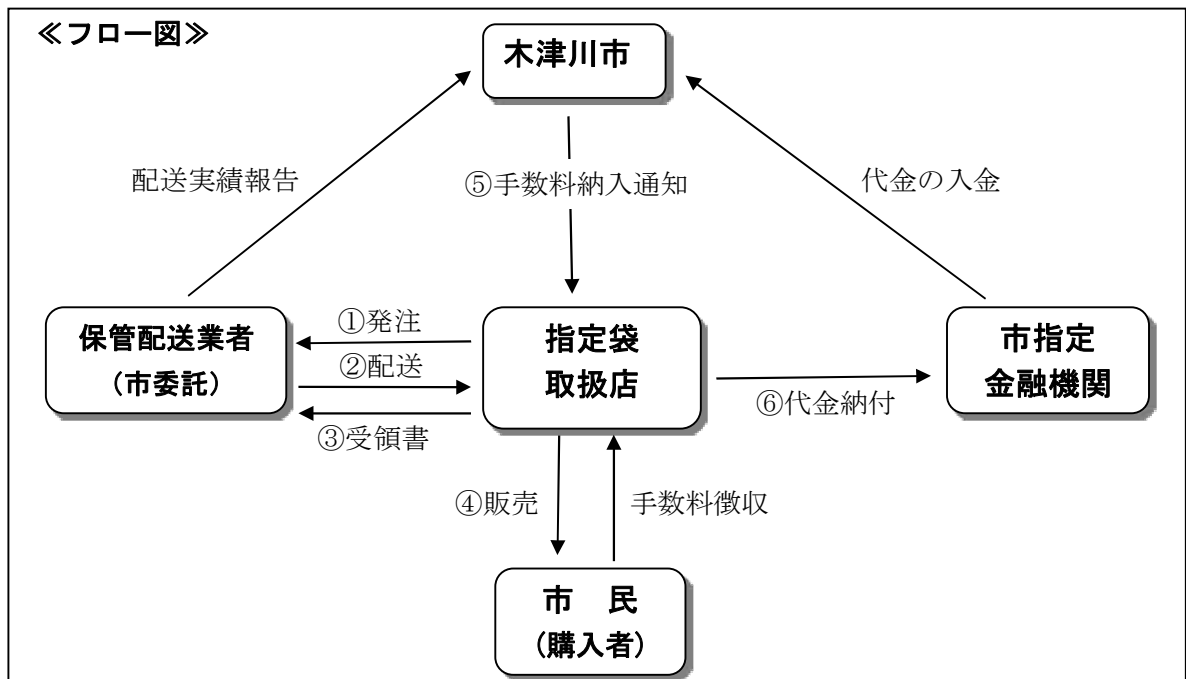
【在庫報告方式】

月単位に販売した分だけの商品代金を翌月支払っていただく方法です。（販売分にかかる販売委託料はその際に差し引きます。）

※毎月、月末締めで市へ報告していただくことになります。

7 指定袋取扱店の関連事務の流れ

【買取方式】



(1) 発注（図：①）

市が業務を委託した指定袋の保管及び配送業務委託業者（以下「保管配送業者」という。）へ、指定袋を発注いただきます。

発注は、書面により直接提出、FAX、又は電子メールで行います。電話は不可です。

※1箱（50セット）単位での発注になります。また、初回の発注は、全種類の指定袋の発注が必要となります。

(2) 配送（図：②、③）

保管配送業者が、指定袋を配送します。その際、納品書を受け取り、受領書を保管配送業者に渡してください。（配送日は、週3回となります。）

※チェーン店で本部契約される場合も、市内の各店舗へ配送します。

(3) 販売 (図 : ④)

指定袋を市民に販売します。

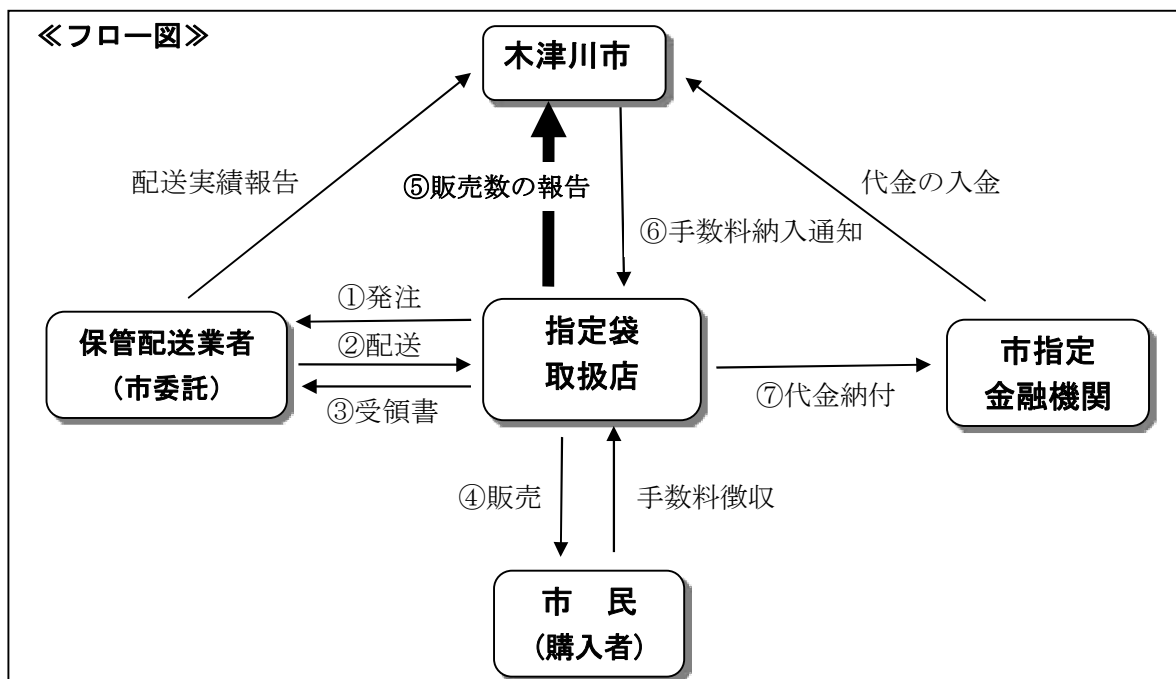
(4) 手数料の納付 (図⑤、⑥)

指定袋を発注した月は、月末締めで、市から指定袋代金納入通知書を送付します。

納入通知書に添付した明細の数量と、保管配送業者から受領した数量に間違いがないことを確認し、納付期限までに市指定金融機関で指定袋代金を納付いただきます。

※指定袋代金の納付については、販売委託料を差引した金額を、納付いただくこととなります (繰替払方式)。

【在庫報告方式】



(1) 発注 (図 : ①)

(2) 配送 (図 : ②、③)

(3) 販売 (図 : ④)

(1) ~ (3) は、いずれも買取方式の場合と同じです。

(4) 販売数の報告 (図 : ⑤)

当月の販売数を月末締めで、翌月の 10 日までに市へ報告いただきます。

(5) 手数料の納付 (図⑥、⑦)

(4) の報告に基づき、市から指定袋代金納入通知書を送付します。

納入通知書に添付した明細の数量と、(4) の報告数量に間違いがないことを確認し、納付期限までに市指定金融機関で指定袋代金を納付いただきます。

※指定袋代金の納付については、販売数に応じた販売委託料を差引した金額を、納付いただくこととなります (繰替払方式)。

8 指定袋販売にあたっての注意事項

- (1) 指定袋の販売は、商品の販売ではありません。指定袋の価格は条例で定める「一般廃棄物処理手数料」ですので、取扱店が値引販売やサービス品として無料配布等を行うことや、ポイントの付加はできません。また、ばら売り（1枚売り）は行わず、1セット（10枚）単位での販売をしてください。
- (2) 指定袋は内税で販売してください。消費税を別途収納することはできません。
- (3) 4種類すべての指定袋を販売してください。
- (4) 市民から不良品の申出があった場合は、確認の上、交換してください。ただし、不良品以外の事由による、返品や交換はできません。

《Q & A》

(1) 通信販売・訪問販売を行っているものですが、指定袋取扱店になれますか。

区域内に販売店又は店舗等があることが要件になります。販売店又は店舗等がない場合は指定袋取扱店にはなれません。

(2) 指定袋の納品時に現金支払いはできますか。

納品時に現金で支払うことはできません。本市が送付する納入通知書により市指定金融機関へ納付いただくこととなります。

(3) 手数料の納付が遅れた場合はどうなりますか。

正当な理由なくして手数料の納付が遅れた場合は、次回以降発注ができなくなります。

(4) 市民（購入者）の方は、指定袋をポイントカードなどのポイントを使って購入することはできますか。

市が指定した価格で販売するのであれば、代金の徴収方法は問いません。

(5) 指定袋販売時にポイントカードにポイントを付加することはできますか。

指定袋の販売に対するポイントの付加は、指定袋の値引きにつながることからできません。

【申し込み・問い合わせ先】

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市役所 市民部まち美化推進課

TEL：0774-75-1215 FAX：0774-72-3900

MAIL：machibika@city.kizugawa.lg.jp